
第3章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、予想される状態、対策の目標、対策の考え方、主要5項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

町行動計画で記載する対策は、病原性や感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置を含めて様々な状況に応じることができるように、選択肢として示すものである。実際には、病原性や感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会、経済活動に与える影響を総合的に勘案し、町行動計画で記載するもののうちから実施すべき対策を選択し決定する。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図ることとする。

対策の実施、縮小、中止等を決定する際の町の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）は、国が示すガイドライン等を参考にして決定することとする。

第1節 未発生期
状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えての体制の整備を行う。 ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、町行動計画を踏まえ、国、県、他市町村、医療機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

1 実施体制

(1) 町行動計画の作成

- ・ 町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行う。

(2) 体制の整備

- ・ 町は、取組体制を整備、強化するために、課長会議、政策検討会議、部長会議、庁議等を開催し、町行動計画に基づく具体的な取り組みや措置を講じる。
- ・ 町は、部局ごとに新型インフルエンザ等発生時の取り組みを確認し、必要な対策や措置を講ずる。

(3) 事業継続計画の策定

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、事業継続計画を策定し、重要業務の継続や一部の業務の縮小等、行政の優先業務を継続する体制を整え、その準備を開始する。

(4) 国、県、関係機関等の連携強化

- ・ 町は、県や他市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 県が設置する地域対策会議等に参加し、保健福祉事務所や医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、消防等の地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた体制の整備を推進する。
- ・ 町は、町行動計画の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を要請する。
- ・ 町は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

2 情報収集・提供・共有

(1) 体制整備

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時における、町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、SNS¹を含めた利用可能な複数の媒体、機関を活用する）、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・町は、情報の収集及び提供、県との関係機関相互の情報の共有のあり方を検討し、迅速かつ確実な情報共有体制を整備する。
- ・町は、新型インフルエンザ等発生前から、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

(2) 分かりやすい情報提供

- ・町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合の対策、個人が実施すべき感染予防対策、予防接種の考え方等について、町民及び関係機関に対して、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・町は、各種収集した情報は、広報、ホームページ等を通じて、分かりやすく町民に提供する。

(3) 相談窓口の設置準備

- ・新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、町は、国及び県からの要請に基づいて、相談窓口を設置する準備を進める。

3 まん延防止

新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等の周知

- ・町は、住民に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避ける等の基本的な感染対策を周知し、理解促進を図る。

4 予防接種

(1) 特定接種

- ・町は、国の方針に基づき、町職員に対する特定接種（特措法第 28 条の規定に基づ

¹ ソーシャルネットワーキングサービス。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。代表的なものとして、Facebook、Twitter などがある。

き、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなす)について、新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制を整備する。

(2) 住民接種

- ・町は、県や医師会等と連携し、新型インフルエンザ等発生時に住民接種を迅速に接種できる体制を整備する。
 - ①医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - ②接種場所の確保（医療機関、保健福祉総合センター、学校等）
 - ③接種に要する器具等の確保
 - ④接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
- ・町は、国や県の協力を得て、住民接種を円滑に実施するために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・町は、新型インフルエンザ等対策における予防接種の役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報を積極的に提供し、町民の理解促進を図る。

5 町民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 町民支援の実施に向けた検討

- ・町は、新型インフルエンザ流行時における町民支援について検討する。特に、在宅の高齢者や障害者等の要援護者については、対象者を把握するとともに、必要となる生活支援を検討し、あらかじめ具体的手続きを決定しておく。
- ・町は、災害時要援護者リストの作成方法等を参考に、町の状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。
- ・町は、以下の例を参考に、地域の状況に応じて、要援護者を決める。
 - ①一人暮らしで介護ヘルパーの介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
 - ②障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
 - ③障害者または高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ町等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時、流行時の対応が困難な者
 - ④その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）
- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、町は、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。
- ・町は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。
- ・町は、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。

(2) 火葬能力等の把握

- ・町は、県及び大泉町外二町環境衛生施設組合と連携し、火葬場の火葬能力の現状、一時的に遺体を安置できる施設の有無等について把握し情報を共有する。
- ・町は、まん延時における火葬体制について、あらかじめ概要を決定しておく。

(3) 物資及び資材の備蓄等

- ・町は、大泉町地域防災計画と調整を図りながら、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。

(4) 医療の提供

- ・町は、県が実施する医療に関する対策について、県からの要請に応じ適宜、協力する。

第2節 海外発生期

状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況

対策の目標

- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。
- ・町内の医療機関に対する情報の周知、共有に努める。

対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性、感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立つため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- ・町民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 実施体制

(1) 体制強化等

- ・町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに部長会議等を開催し、情報の集約、共有、分析を行う。
- ・町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合は、国が決定した基本的対処方針を確認し、町行動計画に基づき作業を進める。
- ・町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・県が設置する地域対策会議等に参加し、保健福祉事務所や医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、消防等の地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた体制の整備を引き続き推進する。

(2) 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・町は、海外において発生した新型インフルエンザ等について罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

2 情報収集・提供・共有

(1) 体制整備

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時において適切な対策を講じるため、国や県からの情報を始め、関連情報を積極的に収集する。
- ・町は、県や関係機関等と対策等に関する情報を共有する。
- ・町は、健康づくり課を中心とし、情報の集約、整理、一元的な発信をする。

(2) 分かりやすい情報提供

- ・町は、町民に対し、海外における新型インフルエンザ等の発生状況、県や町の対策、国内や県内で発生した場合に必要な取り組み等に関する情報を分かりやすく提供する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。
- ・町は、町民に対し、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染予防対策や罹患した場合の対応（受診方法）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
- ・町は、広報紙やホームページ、相談窓口を通して、海外の感染状況等、情報を提供する。

(3) 相談窓口の設置

- ・町は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。
- ・相談窓口において住民からの問合せに統一的に対応できるよう、町は、国から配布されるQ&Aを参考に対応する。また、町の状況に応じてQ&Aを加筆修正する。

3 まん延防止

(1) まん延防止対策等の普及、理解促進

- ・町は、引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及、罹患した場合の対応についての理解促進を図る。
- ・町は、県と連携し、新型インフルエンザ等発生時、不要不急の外出自粛や、学校、保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて、町民に周知を図り、理解を得る。

(2) 感染症危険情報の発出等

- ・町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとる

べき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。

- ・町は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

(3) 水際対策

- ・県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健福祉事務所において必要な健康監視等の対応をとることから、町は、県の要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

4 予防接種

(1) 特定接種

- ・町は、国が示す方針等に基づき、医師会等と連携のうえ、町職員対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ・特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行う。

(2) 住民接種

- ・町は、国の方針が決定され次第、直ちに接種ができるよう、国や県、医師会等と連携して、接種体制の整備を行う。
- ・町は、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報を提供し、住民等の理解促進を図る。

5 町民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 事業継続に向けた準備

- ・町は、今後の流行状況を踏まえつつ、医療機関や事業者等に対し、診療継続計画及び業務計画に基づいて適切に対応するよう、周知する。

(2) 要援護者対策

- ・町は、引き続き要援護者対策の準備を進める。
- ・町は、国外において新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

(3) 事業者の対応

- ・県では、国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者に周知することから、町は、県の要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(4) 火葬体制の強化等に向けた準備

- ・町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう大泉町外二町環境衛生施設組合や近隣市町と協議する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

(5) 医療の提供

- ・町は、県が実施する医療に関する対策について、県からの要請に応じ適宜、協力する。

第3節 国内発生早期（県内未発生前）

状態

- ・国内のいずれかの都道府県（群馬県を除く）で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある

対策の目標

- ・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・町民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

（1）実施体制

- ・町は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに部長会議等を開催し、情報の集約、共有、分析を行う。
- ・町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、部長会議等において、県内発生早期の対策を確認する。
- ・町は、国が病原性の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、必要に応じ連絡会議を開催し、対策等について意見を聴取する。
- ・町は、県が開催する地域対策会議等に参加し、地域において必要な対策や措置等具体的な取り組みについて検討し、準備を進める。

（2）緊急事態宣言

- ・町は、緊急事態宣言が発令された場合、速やかに対策本部を設置する。
- ・町は、国の基本的対処方針、県行動計画、町行動計画に基づき、必要な対策を実施する。

2 情報収集・提供・共有

（1）体制整備

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時において適切な対策を講じるため、県や関係機関等と対策や地域での流行状況等に関する情報を収集し、共有する。

(2) 分かりやすい情報提供

- ・町は、町民に対し、海外や国内の流行状況や具体的な対策、社会経済活動、県内で発生した場合に必要な取り組み等に関する情報を分かりやすく提供する。
- ・町は、県等と連携して、国の基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供を行う。
- ・町は、町民に対し、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染予防対策や罹患した場合の対応（受診方法）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないように啓発する。
- ・町は、広報紙やホームページ、相談窓口を通して、国内の感染状況等、情報を提供する。

(3) 相談窓口の体制強化

- ・町は、町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実、強化する。
- ・町は、国から Q&A の改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

3 まん延防止

(1) まん延防止対策等の普及、理解促進

- ・町は、引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及、罹患した場合の対応についての理解促進を図る。
- ・町は、県と連携し、新型インフルエンザ等発生時、不要不急の外出自粛や、学校、保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて、町民に周知を図り、理解を得る。

(2) 水際対策

- ・県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健福祉事務所において必要な健康監視等の対応をとることから、町は、県の要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

4 予防接種

(1) 特定接種

- ・町は、国が示す方針等に基づき、医師会等と連携のうえ、町職員対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

- ・ 特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行う。

(2) 住民接種

- ・ 町は、ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく予防接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。
- ・ 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健福祉総合センターや学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・ 住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行う。
- ・ 町は、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報を提供し、住民等の理解促進を図る。
- ・ 町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布し、住民接種の有効性や安全性について情報収集する。

5 町民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

- ・ 町は、引き続き、要援護者対策の準備を進める。
- ・ 町は、国内において新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

(2) 事業者の対応

- ・ 県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知することから、町は、県の要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(3) 火葬体制の強化等に向けた準備

- ・ 町は、引き続き、遺体の安置、火葬に向けた準備を進める。

(4) 町民、事業者への呼びかけ

- ・ 町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたり、適切な行動を呼びかける。
- ・ 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め及び売り惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知することから、町は、県の要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(5) 医療の提供

- ・ 町は、県が実施する医療に関する対策について、県からの要請に応じ適宜、協力する。

第4節 県内発生早期

状態

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

対策の目標

- ・県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について、十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 実施体制

- ・町は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに部長会議等を開催し、情報の集約、共有、分析を行う。
- ・町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、部長会議等において、県内発生早期の対策を確認する。
- ・町は、国が病原性の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、必要に応じて、連絡会議を開催し、今後必要になる対策や措置等、具体的な取り組みを検討し、実施する。
- ・町は、県が開催する地域対策会議等に参加し、地域において必要な対策や措置等具体的な取り組みを実施する。

(2) 緊急事態宣言

- ・町は、緊急事態宣言が発令された場合、速やかに町対策本部を設置する。
- ・町は、町対策本部会議を開催し、庁内一体での取り組みを推進する。
- ・町は、国の基本的対処方針、県行動計画、町行動計画に基づき、必要な対策を実施する。

2 情報収集・提供・共有

(1) 体制整備

- ・町は、県や関係機関等と対策や地域での流行状況等に関する情報を収集し、共有する。

(2) 分かりやすい情報提供

- ・町は、町民に対し、県内外の流行状況や具体的な対策、社会経済活動、県内で発生した場合に必要な取り組み等に関する情報を分かりやすく提供する。
- ・町は、県等と連携して、国の基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供を行う。
- ・町は、町民に対し、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染予防対策や罹患した場合の対応（受診方法）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
- ・町は、広報紙やホームページ、相談窓口を通して、県内の感染状況等、情報を提供する。

(3) 相談窓口の体制強化

- ・町は、町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実、強化する。
- ・町は、国から Q&A の改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

3 まん延防止

(1) 感染拡大防止策

- ・県では、国と連携して、感染症法に基づき、保健福祉事務所において、患者への対応（治療、入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(2) まん延防止対策等の普及、理解促進

- ・町は、引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及、罹患した場合の対応についての理解促進を図る。
- ・町は、県と連携し、新型インフルエンザ等発生時、不要不急の外出自粛や、学校、保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて、町民に周知を図り、理解を得る。

(3) 水際対策

- ・県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健福祉事務所において必要な健康監視等の対応をとることから、町は、県の要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(4) 緊急事態宣言が発令されている場合の措置

- ・ 県では、特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染予防策の徹底を要請することから、町は、県と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ・ 県では、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を予防し、県民の生命、健康の保護、県民生活、地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請、指示を行った際には、その施設名を公表することから、町は、県と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ・ 県では、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限または基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命、健康の保護、県民生活、県民経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請、指示を行った際には、その施設名を公表する。以上のことから、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

4 予防接種

(1) 特定接種

- ・ 町は、国が示す方針等に基づき、医師会等と連携のうえ、町職員対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を進める。
- ・ 特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行う。

(2) 緊急事態宣言が発令されていない場合の措置

【住民接種】

- ・ 町は、ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく予防接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。
- ・ 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健福祉総合センターや学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・ 町は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行う。

- ・町は、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報を提供し、住民等の理解促進を図る。
- ・町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布し、住民接種の有効性や安全性について情報収集する。

(3) 緊急事態宣言が発令されている場合の措置

【住民接種】

- ・町は、国及び県と連携し、住民接種を実施するが、緊急事態宣言が発令された場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種となり、公費負担のあり方が異なることに留意する必要がある。
- ・町は実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所、方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。
- ・町は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行う。

5 町民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

- ・町は、要援護者リストに基づき、要援護者対策を実施する。
- ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。

(2) 遺体の安置、火葬

- ・町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

(3) 緊急事態宣言が発令されている場合の措置

【水の安定供給】

- ・町は、水道事業者である群馬東部水道企業団と連携し、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【生活関連物資等の価格の安定等】

- ・町は、県等と連携し、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査、監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・町は、生活関連物資等の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。

(4) 医療の提供

- ・町は、県が実施する医療に関する対策について、県からの要請に応じ適宜、協力する。

第5節 県内感染期
状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
対策の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康被害を最小限に抑える。 ・ 町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。 ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会、経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 ・ 欠勤者の増大が予想されるが、町民生活、地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・ 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した体制の縮小、中止を図る。

1 実施体制

(1) 県内感染期移行の判断

- ・ 県では、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態と判断した場合は、国の基本的対処方針の変更にに基づき、県内感染期に入ったことを判断し、国の基本的対処方針及び県計画により必要な対策を行う。町は、県等と連携して、これらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。

(2) 実施体制

- ・ 町は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、部長会議等において、県内感染期の対策を確認する。
- ・ 町は、必要に応じて、連絡会議を開催し、今後必要になる対策や措置等、具体的な取り組みを検討し、実施する。
- ・ 町は、県が開催する地域対策会議等に参加し、地域において必要な対策や措置等具体的な取り組みを実施する。

(3) 緊急事態宣言が発令されている場合の措置

- ・町は、緊急事態宣言が発令された場合は、速やかに町対策本部を設置し、町行動計画に基づき対策を実施する。
- ・町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合において、特措法の規定に基づく群馬県知事による代行、応援等の措置の活用を行う。

2 情報収集・提供・共有

(1) 体制整備

- ・町は、県や関係機関等と対策や地域での流行状況等に関する情報を収集し、共有する。

(2) 分かりやすい情報提供

- ・町は、町民に対し、県内外の流行状況や具体的な対策、社会経済活動、県内で発生した場合に必要な取り組み等に関する情報を分かりやすく提供する。
- ・町は、県等と連携して、国の基本的対処方針の変更を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供を行う。
- ・町は、町民に対し、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染予防対策や罹患した場合の対応（受診方法）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
- ・町は、広報紙やホームページ、相談窓口を通して、県内の感染状況等、情報を提供する。

(3) 相談窓口の体制強化

- ・町は、町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実、強化する。
- ・町は、国からQ&Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

3 まん延防止

(1) 感染拡大防止策

- ・町では、県が社会活動に伴う感染拡大を抑制させるために行う要請について、把握し協力する。

(2) まん延防止対策等の普及、理解促進

- ・町は、引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及、罹患した場合の対応についての理解促進を図る。

- ・町は、県と連携し、新型インフルエンザ等発生時、不要不急の外出自粛や、学校、保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて、町民に周知を図り、理解を得る。

(3) 水際対策

- ・県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健福祉事務所において必要な健康監視等の対応をとることから、町は、県の要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(4) 緊急事態宣言が発令されている場合の措置

【患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況における措置】

- ・県では、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染予防策の徹底を要請することから、町は、県と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を予防し、県民の生命、健康の保護、県民生活、県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請、指示を行った際には、その施設名を公表することから、町は、県と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限または基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命、健康の保護、県民生活、県民経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請、指示を行った際には、その施設名を公表する。以上のようなことから、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

4 予防接種

(1) 緊急事態宣言が発令されていない場合

- ・県内発生早期の項（37 ページ）を参照。

- (2) 緊急事態宣言が発令されている場合の措置
- ・ 県内発生早期の項（38 ページ）を参照。

5 町民の生活及び地域経済の安定の確保

- (1) 要援護者対策
- ・ 県内発生早期の項（38 ページ）を参照。

- (2) 遺体の安置、火葬
- ・ 県内発生早期の項（38 ページ）を参照。

- (3) 緊急事態宣言が発令されている場合の措置

【水の安定供給】

- ・ 町は、水道事業者である群馬東部水道企業団と連携し、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【生活関連物資等の価格の安定等】

- ・ 町は、県等と連携し、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査、監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 町は、生活関連物資等の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。

【火葬体制の強化】

- ・ 町は、死亡者が著しく増加した場合は、県からの要請に応じ、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・ 町は、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬等の許可を要しない等の特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

- (4) 医療の提供

- ・ 町は、県が実施する医療に関する対策について、県からの要請に応じ適宜、協力する。

第6節 小康期
状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
対策の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会、経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

(1) 基本的対処方針の変更

- ・ 県では、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて小康期に入った旨及び縮小、中止する措置を確認する。町は、県等と連携して、これらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。

(2) 対策の評価、見直し

- ・ 町は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県計画等の見直しを踏まえ、町行動計画等の見直し等を行う。

(3) 町対策本部の解散

- ・ 町は、国が緊急事態解除宣言²を行った場合は、速やかに町対策本部を解散し、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小、中止する。

² 「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、次のとおり。(1)患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合、(2)患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ペースで営まれるようになった場合、(3)症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化、死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合。緊急事態解除宣言は、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

2 情報収集・提供・共有

(1) 情報提供

- ・町は、町民に対し、国や県等の感染症情報を活用し、最新に知見に基づく情報を収集するとともに、新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。

(2) 相談窓口の体制の縮小

- ・町は、状況をみながら相談窓口体制を縮小する。

3 まん延防止

感染対策の実施

- ・町は、町民に対し、流行の第二波に備えて、引き続き、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・町は、県等と連携して、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供、注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

4 予防接種

(1) 緊急事態宣言が発令されていない場合

- ・町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を進める。
- ・町は、予防接種に関する町民等の理解促進を図るとともに、必要な情報提供を行う。
- ・町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布し、住民接種の有効性や安全性について情報収集する。

(2) 緊急事態宣言が発令されている場合の措置

- ・県内発生早期の項（38ページ）を参照。

5 町民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

- ・町は、引き続き、要援護者リストに基づき、要援護者対策を実施する。
- ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。
- ・第一波における要援護者対策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて体制の再構築を図る。

(2) 町民、事業者への呼びかけ

- ・町は、県等と連携して、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め及び売り惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知することから、町は、県の要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(3) 火葬体制の再構築

- ・町は、第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況等を踏まえ、必要に応じて火葬体制の再構築について検討を行う。

(4) 緊急事態宣言が発令されている場合の措置

- ・町は、国が合理性を認められないとして新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小、中止を決定した場合、県内の状況等を踏まえて、緊急事態措置を縮小、中止する。

(5) 医療の提供

- ・町は、県が実施する医療に関する対策について、県からの要請に応じ適宜、協力する。

改訂の履歴

改訂 NO	年 月 日	備 考
第 1 版	平成 27 年 3 月 13 日	策定
第 2 版	平成 28 年 4 月 1 日	一部改訂
第 3 版	平成 30 年 4 月 1 日	一部改訂

大泉町新型インフルエンザ等対策行動計画
【 第 3 版 】

改訂年：平成 30 年 4 月

発 行：大泉町健康福祉部健康づくり課

〒370-0523

大泉町大字吉田 2465 番地

電 話：0276-55-2632

H P：http://www.town.oizumi.gunma.jp/
